

令和3年第4回定例会総務委員会会議録

令和3年11月25日
午前10時01分～午前10時45分
全員協議会室

出席者氏名

油原 信義	委員長	伊藤 悦子	委員
山崎 孝一	委員	後藤 光秀	委員
椎塚 俊裕	委員	寺田 寿夫	委員
大野誠一郎	委員		

執行部

市長公室長	松尾 健治	総務部長	大貫 勝彦
議会事務局長	猪野瀬 武	危機管理監	出水田正志
会計管理者	松本 大	危機管理課長	中嶋 正幸
法制総務課長	梁取 忍	財政課長	富塚 祐二
情報管理課長	菊地 紀生	秘書課長	服部 淳
企画課長	岡野 功	シティセールス課長	廣田 裕一
人事課長補佐	青木 誉	秘書課長補佐	清水 直之（書記）

事務局

課長	松本 博実	係長	深沢伸一郎
----	-------	----	-------

議題

議案第1号 第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランの計画期間の延長について

議案第7号 令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第10号）の所管事項について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

（令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第9号））の所管事項について

○油原委員長

皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様申し上げます。

本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔傍聴者入室〕

○油原委員長

ここで傍聴の皆様一言申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。

本日の議案審査につきましては、感染症対策と体調管理に努めるため、1時間を目安に休憩をとりながら会議を進めてまいります。

また、説明員につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大にかかる対応方針に基づき、議案に関連する所管課のみの出席とさせていただいておりますのでよろしくお祈りを申し上げます。

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日ご審議いただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、議案第1号、議案第7号の所管事項、報告第1号の所管事項、以上3案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけでございますけれども、発言は簡潔明瞭に、また質疑は一問一答でお願いをいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。

初めに、議案第1号 第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランの計画期間の延長について、執行部から説明願います。

松尾市長公室長。

○松尾市長公室長

それでは、お手元の議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランの計画期間の延長についてであります。

第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランの計画期間につきまして、計画期間を9ヶ月延長し、令和4年12月31日までとするため、龍ヶ崎市議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

本市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画、第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランと称しておりますが、この現プランは平成29年（2017年）度から令和3年（2021年）度までの5年間を計画期間といたしております。

このため、市民参画などのプロセスを重視した計画づくりを基本方針として、新たな計画の策定作業を進めておりました。

ところが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、対面による市民参画の取組が困難な状況になったことや、平時の市民の声を把握しづらいこと及びコロナ禍で社

会経済情勢が混乱している中で長期的な展望を描くことが難しいなどの課題に直面いたしました。

また、市長マニフェストをより早く最上位計画に反映させるため、最上位計画期間と市長任期との整合を考慮することも以前から課題となっておりました。

このようなことから、新たな計画策定において新型コロナウイルス感染症に伴う課題に適切に対処するための期間を確保すること及び市長マニフェストを早期に反映させるための計画更新サイクルの変更が必要との考えのもと、第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランの計画期間を令和4年12月31日まで9ヶ月間延長しようとするものであります。

説明については以上であります。

○油原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

1点だけ確認したいんですけど、市民参画の方法は、延びたからって言って、今まで通りの方法でやるということでもいいですか。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

今般の策定期の見直しというのは、新型コロナの影響により市民参画の取組が難しい状況というのを勘案して判断したものでございます。

実際に、これまで当初予定しておりました市民懇談会でありますとか団体ヒアリングというのを一部できていないような状況にございます。

逆に、コロナ禍における新たな取組としてオンラインのワークショップとか、そういったことを複数開催するなど、新しい手法による市民の皆さんの声の把握に努めてきたところでもございます。

予定していた市民参画の取組については、今後の状況を見ながらということになりますけれども、基本的には実施していく方向で考えていきたいと思っております。

○油原委員長

他にございませんか。

[なし]

○油原委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第1号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○油原委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第7号 令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第10号）の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、別冊1、1ページをお開きください。

議案第7号 令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第10号）であります。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,816万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ273億2,943万7,000円とするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正であります。

総務費、総務管理費におきまして、職員定年延長制度導入支援業務委託費を継続費の設定をしております。総額で165万円、令和3年度55万円、令和4年度110万円の2カ年でございます。

これは、地方公務員の定年延長が令和5年度に制度開始されるため、令和4年度中に条例等の改正を行う必要があることから、本年度より準備を開始し、来年度の条例改正に向けて作業を進める予定となっております。

次に、第4表 債務負担行為補正であります。

こちらにつきましては、全89件のうち総務委員会所管事項が26件ございます。

いずれも令和4年度の当初或いは早期から業務を開始するため、令和3年度中に適切な契約行為をするために時間的余裕を確保するために、債務負担行為を定めるものでございます。

まず、5ページの一番上、議場映像・音響設備保守業務委託契約から、一番下、住民情報基幹系システム運用サポート業務委託契約までの16件、こちらがすべて総務委員会所管事項となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページの一番上、RPA等運用支援業務委託契約から四つ目、庁舎等無線LAN保守業務委託契約までの4件、八つ下がりますして旧城南中学校管理にかかる業務委託契約、また八つ下がりますして公共施設等土地賃貸借契約、以上6件が総務委員会所管となります。

続きまして、7ページをご覧ください。

上から10個目です、電子納品ソフト利用契約、さらに10下がりますして、消防等施設土地賃貸借契約（令和3年度）、防災アプリ利用契約、防災情報伝達設備保守業務委託契約、以上4件が総務委員会所管事項でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

○松尾市長公室長

ここから歳入になります。

所管事項については上から三つ目の箱です。

国庫支出金の国庫補助金であります。

ここで所管事項、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が4件出てきます。この4件につきましては、充当事業の執行状況に応じて、過不足を調整しているものでありまして、総額に変更はございません。

順次説明いたします。

初めに、総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（緊急雇用分）であります。これについては、緊急雇用対策事業の減に伴う減でありまして2,320万円減としております。

そして、児童福祉費補助金であります。二つ目です。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（新生活応援分）であります。これは、ありがとうアクションこども新生活応援事業の減に伴うもので1,083万5,000円の減であります。

そして、教育総務費補助金であります。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（教育対策分）で2,190万9,000円の増であります。

内容としましては所管にはなりませんけれども、説明させていただければと思います。今後のリモート学習等での活用が見込まれます電子黒板の購入費などに充当しようとするものであります。今回の電子黒板の追加購入によって、市内の全小中学校の普通教室には電子黒板がすべて配置されるような予定となっております。

そして、その下、商工費補助金であります。これは経済対策分でありますけれども、プレミアム商品券事業などにかかるもので1,212万6,000円の増であります。

以上4件、充当事業の執行状況の増減に応じた調整をしております。総額では変わっておりません。

そして一番下の箱です。

県支出金の県補助金、総務管理費補助金であります。

一番上、地方創生推進交付金（移住支援分）であります。

内容については歳出のほうで説明したいと思います。対象経費について180万円増額されております。補助率が4分の3でありますので、135万円を計上いたしております。

続きまして、12、13ページをお開きください。

13ページの一番上の箱です。

教育費県補助金の保健体育費補助金であります。

ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業費、638万7,000円の減であり

ます。これにつきましては、事前キャンプ等に関する補助金であります。特にPCR検査については、当初は市で負担する予定でありましたが、PCR検査費用については全額茨城県が負担したようなこともありまして、対象事業費が減っております。そういう関係で、歳入についても減になっております。

○大貫総務部長

その下です。

基金繰入金の減債基金繰入金でございます。2億円の減としております。こちらは当初予算において繰り入れました2億円をすべて戻すというようなことでございます。

その下、繰越金でございます。

一般会計繰越金を3億2,742万9,000円計上し財源調整をいたしたところでございます。実質収支が10億4,201万4,000円ございまして、この今回の繰越金の予算計上によりまして、計上済額が8億7,375万1,000円となりまして、残額が1億6,800万円程度残っているというような状況です。この繰入金も活用いたしまして、先ほどの減債基金の繰入を解消した状況でございます。

○松尾市長公室長

その下の箱です。

諸収入の雑入の雑入です。

二つ目、2020年オリンピック東京大会チケット売払収入、13万5,000円の改減であります。オリンピックが無観客となったことから減額をしようとするものであります。

続きまして、14、15ページをお開きください。

○大貫総務部長

ここから歳出に入ります。

まず初めに、職員給与費の補正が各所において出てまいります。これは11月1日付採用、10月1日付人事異動のほか、各種手当の執行状況などを勘案し、過不足を調整したものでございますので、個別の説明は割愛させていただきます。

一番上、議会費、職員給与費（議会事務局）は、議会事務局所管事項でございます。

その下におきまして、職員給与費（総務管理）は所管事項でございます。

その下、職員管理費でございます。

こちらは60万5,000円の補正となっております。役務費におきましては、3月1日の就職活動解禁に合わせ、就職情報サイトに採用情報を掲載するためのものがございます。委託料につきましては、先ほど継続費の際に説明させていただいた、職員定年延長制度導入支援でございます。

続きましてその下、職員研修費でございます。

こちらにつきましては、県への実務研修などを想定しましたアパートや駐車場の

契約につきまして3月契約を見込んだものでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症緊急雇用対策費でございます。

こちらは、新型コロナウイルス感染症拡大の関係で失業された方などを対象に採用をするということでございましたが、予算では10名を計上いたしましたが、募集期間終了により減額をするものでございます。実際の採用は3名でございました。

続きまして、官製談合再発防止対策検討委員会費でございます。

26万9,000円での増となっております。こちらは、会議開催の増を見込んでおります。具体的には2回の5人プラス最終報告の際の2名ということで見込んでおります。

続きましてその下、職員給与費（庁舎管理）は所管事項でございます。

○松尾市長公室長

その下、シティセールスプロモーション事業、315万7,000円の減額であります。

これについては、オリンピックの際、スポーツライミングのパブリックビューイングの開催を予定しまして予算を計上させていただいたところではありますが、コロナ禍によりまして、パブリックビューイングが残念ながら開催見送りとなりました。よって、これに関する経費を減額するものであります。

なお、当初では349万8,000円を計上しておりましたが、このうち34万1,000円をオリンピックの他の経費に流用させていただいた関係がありますので、残金の315万7,000円を減している状況でございます。

○大貫総務部長

続きまして、電算管理費、委託料の無線LAN環境構築、192万5,000円の増でございます。

これは、現在整備中のたつのこアリーナのメインアリーナに加えまして、今回の予算はサブアリーナにも無線LAN環境を整備しようとするものでございます。

その下、地域情報化推進費でございます。

98万7,000円の増でございます。これは、県の情報セキュリティクラウドの再構築により、受け手側であります市のシステムの改修等が必要になったための予算でございます。

○松尾市長公室長

その下、定住促進事業であります。

補助金の移住支援事業、180万円の増であります。この事業については、東京23区在住者または東京圏から東京23区へ通勤する方が本市に移住する場合の補助金となります。

具体的には、テレワーク移住4件を想定しております。1件100万円で4件、合計で400万円になりますが、当初予算で220万円を計上しておりましたので、差額の180万円を追加させていただこうというものであります。歳入で申し上げました135万円の追加は、この180万円の増に対するものであります。4分の3ということになります。

す。

そしてその下、住宅取得支援事業、825万円の増であります。

これは、住み替え支援費の補助金でありますけれども、若者子育て世代住宅取得補助金につきましては、本年度170件の申請を見込んでおります。1件当たり平均で22万5,000円程度ということ想定して170件となりますので、合計で3,825万円になります。当初予算で3,000万円を計上しておりましたので、今回825万円を追加させていただくというものであります。

続きまして、22、23ページをお開きください。

23ページの上の箱の一番下になります。

衛生費の保健衛生費、保健センター管理費の新保健福祉施設建設事業であります。787万6,000円の減であります。委託料の中の新保健福祉施設整備工事基本設計であります。これは基本設計の実契約額に応じた、いわゆる精算減であります。

続いて、26、27ページをお開きください。

○出水田危機管理監

一番下の箱をお願いいたします。

消防費でございます。

まず、消防団活動費ということで、報償費につきましては、操法大会中止による減額でございます。

旅費、各種訓練中止による出動手当の減額でございます。

委託料、消防団員健康診断につきましては、消防団員の健康診断中止による委託費の減額でございます。

使用料及び賃借料につきましては、操法大会中止による賃借料の減額となります。負担金、補助及び交付金でございます。

まず、負担金、県消防協会は茨城県消防協会理事研修会の中止による負担金の減額でございます。

その下、県消防団長研修につきましては、県消防団長研修宿泊が日帰りになりましたので、その減額でございます。

その下、県消防学校教育訓練は、消防学校教育訓練の中止による負担金の減額となります。

その下、消防協会県南南部支部は茨城県消防ポンプ操法県南南部大会及び視察研修中止による減額となります。

その下、交付金でございます。これは消防団各事業中止による交付金の一部返還となります。

続いて、次のページをお願いいたします。

水防事務費につきましては、需要費、水防訓練中止による消耗品費の減額でございます。

原材料費、水防訓練中止による施設補修等材料の減額となります。

その下、職員給与費につきましても、危機管理課職員の住居手当及び災害対応の数が少なくなったための減額となります。

その下、防災訓練費でございます。役務費、委託料の二つとも防災フェア中止による減額となります。

31ページをお願いいたします。

○松尾市長公室長

31ページの下箱になります。

教育費、保健体育費、保健体育総務費の上から三つ目です。

国際スポーツ大会キャンプ等招致活動費、1,634万9,000円の減であります。

これにつきましては、コロナ禍に伴いまして、事前キャンプ、事後交流については、アメリカ合衆国柔道チームのみの実施となりました。反対に、キューバ共和国及びオセアニア地域の各柔道協議、そしてタイ王国の陸上チームの事前キャンプ等については未実施となりました。この関係で、関係経費を精算減しようとするものであります。特に、委託料のPCR検査の減額が大きくなっておりますが、これについては全額県が負担をしたということでございます。先ほどの歳入の減も、この要因が非常に大きいということでもあります。

この中で一点新規のものがございます。

委託料のうち、記念モニュメント作成、50万6,000円でございます。これについては、聖火リレーが市内を走行したことを後世に伝えるため、記念モニュメントを作成設置するための経費でございます。場所については、聖火リレーのスタート地点となった龍ヶ岡公園のステージ壁面及びたつのこフィールド入り口付近を現在考えております。

補正予算の説明については以上でございます。

○油原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

15ページ、職員管理費の職員定年延長制度導入支援の中身について、具体的に教えてほしいということと、進め方をどうするのかということと、5年間の対象者数をお願いします。

○油原委員長

青木人事課長補佐。

○青木人事課長補佐

はい、ご説明いたします。

まず、職員に対します制度の説明なんですけれども、業務支援によりまして対象者向けの説明研修会を開催したり、定年延長に関する情報をウェブや動画を通しまし

て職員に情報提供を行っていく予定でございます。

併せて、職員全般に対しましても制度内容を理解していただけるように丁寧に説明をしていく予定でございます。

また、制度完成までの10年間で定年延長対象となる職員数でございますが、令和14年度の完成を迎える間に定年延長対象となる職員は、1年おきに10名前後で推移していきまして合計で45名となる予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員

細かく説明していただいたので、分かりました。

○油原委員長

その他ございますか。

後藤委員。

○後藤光秀委員

すいません、ちょっと1点だけなんですけども、15ページのシティセールスプロモーション事業のパブリックビューイング会場設営、パブリックビューイングが開催できなかったってことで減額ということだったと思うんですが、そこでさっき聞きそびれたのかちょっと聞こえなかったのかわからないですけれども、他の経費に30数万円かかったという、その他の経費ってどういった内容なのかだけ教えてください。

○油原委員長

廣田シティセールス課長。

○廣田シティセールス課長

34万1,000円を流用させていただいたわけですけれども、この経費につきましては、パブリックビューイングの代替企画実施に必要な予算を確保するための流用措置ということで、一つにJR龍ヶ崎市駅東口壁面へ大型看板を設置する費用として13万2,000円と、株式会社アフロが提供しますオリンピック東京大会に出場する本市出身選手、野口選手、中山選手の写真を市広報紙りゅうほーの特集記事に掲載するための利用申し込みにかかる費用20万9,000円の経費となっております。

以上です。

○油原委員長

その他ございますか。

[なし]

○油原委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第7号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○油原委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第9号））について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは別冊2、33ページをお開きください。

報告第1号 令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,153万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ265億9,127万5,000円とするものでございます。

この予算については、特に緊急を要するため市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法179条第1項の規定により専決処分させていただいたものでございます。

専決処分の予算の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策でございまして、自宅療養者に対する食品等の配送や、感染症拡大防止対策協力事業者への支援事業でございまして、

37ページをお開きください。

所管事項といたしましては、歳入の二つ目の箱、財政調整基金繰入金、500万円の減、その下、一般会計繰越金、43万1,000円の増、この二点でございまして、いずれも地方創生臨時交付金を充てた事業に対する財源調整ということで計上させていただいております。

説明については以上です。

○油原委員長

執行部からの説明は終わりました。

質疑等はありませんか。

[なし]

○油原委員長

別にないようですので、採決いたします。

報告第1号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○油原委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

この際、委員の皆様から何かございましたら発言をお願いいたします。

大野委員。

○大野誠一郎委員

総務委員会に付託はされてないんですが、報告第2号 専決処分の不承認に伴う措置についてということでございますが、付託されてないものですのでその他として質問したいんですけれども、よろしいでしょうか。

議案の一番最後、19ページに報告第2号が書かれておりますけれども、4番目の「今後の市政運営について」の3行目、「専決処分の背景について、議会への説明が不足していたものと認識しております」ということでございますけれども、議会への説明が不足している内容はどんなことですか。

私は正直言って、別に説明は不足してないだろうとは思ってますけれども、あえてここに書いていることが、どのような説明が不足していたのかをお尋ねしたいと思います。

○油原委員長

大貫総務部長。

○大貫総務部長

こちらの文言につきましては、当該専決処分については議会で否決されたというように踏まえまして、ここにも書いてあります通り、行政監察監を設置するに当たりまして、その事情、緊急性等を十分にご説明できなかつたものと認識しております。このような文言となりました。

以上です。

○油原委員長

大野委員。

○大野誠一郎委員

まだちょっとわからないんですけれども、行政監察監を設置しなければならない事情及び緊急性。その緊急性に関しては、1日でも早くということでもって説明を受けてます。

ですが、市長の思うことと違って、それなりの予算、9月の議会にも間に合ったんじゃないかっていうような、議会の認識なわけなんです。

ですから、そういった説明は受けております。

だから、不足しているものが、どういうことをもって説明すれば、緊急性それから時間的な余裕がないことが明らかであると認めるときの専決処分の要件に当てはまるものなのか、そういうことを説明願いたいんですが、いかがでしょう。

○油原委員長

松尾市長公室長

○松尾市長公室長

これまでの事務処理上の取り扱いを考えますと、専決処分であっても、なるべく

事前に議員の皆様にご説明をしてきたと思っております。

本件に関しては、行政監察監の任用に関して、任用に関するその予算措置について、専決処分をする前段で、議会の皆様にご説明をしていないというようなことで、そういうことが、説明が不足していたことであろうというふうに認識いたしております。

○油原委員長

大野委員。

○大野誠一郎委員

事前に説明していたものが今回なかった、だから、それが説明不足ということには、私はなり得ないと思うんです。もし、それだけの時間的余裕があれば、緊急かつ時間的余裕がないということではないわけですから。

行政監察監のいち早くというか、緊急に採用しなければならない、そういった事情はもっと説明しなくちゃならないというような、私は文章だろうと思ってお尋ねしたわけなんです。何というか、このように書けばいいんだろうというふうな、安易な気持ちというふうに思うもので、指摘をしました。

それともう一つ、昨日の一般質問でも少しお話しましたがけれども、必要と認める措置というものが、引き続き業務を遂行させることが最善の策であると判断しましたと、そしてそのためには、つまり、なぜ最善の策であると判断したということが、新たな体制づくり等には行政監察監の力が必要不可欠であると、だから、最善の策であると判断しましたと、これが非常に二行三行でまとめてありますけれども、必要と認める措置というものを、要するに議会としては満場一致で不承認となり是正措置を求めたいと、そういうわけで問責決議案が可決したわけなんです。それを全く無視するような、議会軽視とするようなことは、私は正直言って認められない。そんなふうにするものであり、なぜ必要な最善の策だということを判断しましたというのを聞いたわけなんです。

昨日は説明が不十分であり、もう一度わかりやすく、説明していただきたいと思っております。

新たな体制づくり、そしてそれには行政監察監の力が必要不可欠であり、だから最善の策であるというふうに判断しましたというのは、三行くらい書いてあるのが正直言ってわからないんです。これは大事なことだと思います。つまり、最善の策であると判断したのが結論で、そのままにしておくということなわけなんですから。

一つお願いいたします。

○油原委員長

大貫総務部長。

○大貫総務部長

「新たな体制づくりなど」ということでございますけれども、こちらにつきまし

てはいわゆる第三者委員会の皆様から中間報告、経過報告ということでご指摘いただきました事項を勘案いたしまして、その中にいわゆるコンプライアンス条例の制定でありますとか、入札監視委員会、公益通報制度の外部からの受付等々が、現在のところ示されているわけですが、それらいずれも今まで龍ヶ崎市にはなかったものでございまして、新たな体制というものを検討しなければならないというようなところをご承知のところかと思うんですが、そのために、今まで龍ヶ崎市になかったものを作り上げていくため、豊富な行政経験、高い知見を有する行政監察の力が必要であると判断いたしているところでございます。

以上です。

○油原委員長

大野委員。

○大野誠一郎委員

私のはっきりいって、必要不可欠とは思っておりません。それについては理解できない。大貫総務部長で十分だと思っております。

言うなれば、こういった行政監察のお話が出るまで、菊地総務部長がコンプライアンス委員会の委員長であったわけなんですけども、それが、部長がかわれば現在は大貫総務部長ですから、何もそういった行政監察の力を不可欠だというような意味でなくて、十分皆さん方が考えられます。

コンプライアンス委員会がもしないならば話は別なんですけど、コンプライアンスの報告を受けた後のものですから、十分、行政監察の力は別に私は必要ないだろうと考えております。

○油原委員長

その他、ご意見ありますか。

[なし]

○油原委員長

特にないようですので、これを持ちまして総務委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。